HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	WTO/TRIPS協定の台湾知的財産権法制度への影響
Author(s)	謝, 銘洋; 前原, 洋//訳
Citation	知的財産法政策学研究, 7, 69-86
Issue Date	2005-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43446
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_69-86.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

WTO/TRIPS協定の台湾知的財産権法制度への影響

謝　銘　洋*
前原　洋（訳）

一　はじめに

2002年1月1日、台湾はThe Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsuの名義で正式にWTOに加盟した。それ以前に、WTOに円滑に加盟するべく、台湾はWTOの規定の要求への合致を図るために関連規定を修正、調整する必要があった。知的財産権関連では、台湾は数回の改正を実行しTRIPS協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）の規定への合致を図っている。WTO加盟による圧力以外に、米国は数年来スペシャル301条を背景に台湾と貿易協議を行い、台湾に対して知的財産権法の改正とその厳格なエンフォースメントを要求している。また、WTO加盟後の国際的な知的財産権の発展の趨勢も、台湾の知的財産権法制度の発展に重大な影響を与えている。

下記の表から明確なとおり、1950年から1990年に至るまでの40年間における台湾の知的財産権法の改正回数がごくわずかであるのに対し、WTO加盟前の1990年から2002年の期間における改正の頻度は高く、また、WTO加盟後から現在まで引き続き法改正が実施されている。最近10年余りの法改正回数と改正内容の多さは過去3、40年の法改正を遥かに上回っていると言えよう。

---

* ドイツ ミュンヘン大学法学博士、現国立台湾大学法律学院教授。

＜台湾の知的財産権法の歴年改正表＞

	1950-1959	1960-1969	1970-1979	1980-1989	1990-1999	2000-2001	2002-
著作権法改正		1964		1985	1990 1992 1993 1998	2001	2003 2004
専利法改正	1959	1960	1979	1986	1994 1997	2001	2003
商標法改正	1958		1972	1983 1985 1989	1993 1997		2002 2003
営業秘密法					1995 新制定		
積体電路電路布局保護法					1995 新制定		2002
植物種苗法[1]				1988 新制定			2004

このような現象は以前の台湾社会における知的財産権に対する需要および重視の度合いが極めて限定されたものであったことを反映している。その原因として、台湾は当時、経済発展には力を注いでいたが、知的財産権方面においては何れの国際的な作業にも携わっておらず、国際社会との協力関係が欠けていたことにより、国際的な知的財産権の発展と関連する国際条約を重視してこなかったことが挙げられる。しかしながらこの十年来、台湾は経済発展において成功を収め、国際的な注目を集めるようになった。それに伴い、台湾の過去における長期的な知的財産権保護の軽視による模倣品の製造、輸出という現象に対して、諸外国の関心がこれまでにも増して注がれるようになった。外国の権利者が台湾で積極的に権利を主張し、台湾メーカが自己の知的財産権を侵害していると訴え、損害賠償または補償金の支払を請求するに止まらず、米国政府も貿易協議を通じて台湾に知的財産権の保護基準を高め、さらには台湾が積極的にWTOに加盟

[1] 2004年の法改正後「植物品種與種苗法」に改められた。

するよう再三要求した。このような国際社会からの圧力は、台湾の政府に知的財産権の保護という課題を重視させ、法改正を積極的に推し進めさせることで、台湾を国際的な知的財産権の保護水準まで到達させた。これは同時に台湾の発展におけるニーズにも合致した。これが台湾の知的財産権法制度がここ十数年に集中して改正された主な原因である。

集中的な法改正を経て、台湾の知的財産権法制度はすでに近代化された。WTO 加盟後は、整備された法のもとで TRIPS 関連の課題の討論に各加盟国と参加するとともに、参加を通じてよりいっそう理解を深めるに至っている。このことは将来の台湾における知的財産権法制度の発展にもプラスの意義を持つ。以下に、台湾における近年の知的財産権法の発展の過程を3つの段階に分けて考察する。第1段階はWTO加盟のための知的財産権法の改正、第2段階はWTO加盟後、国際的発展の趨勢の影響を受けたことによる知的財産権法の改正、第3段階はWTOの枠組みの下における新たな知的財産権の課題の発展であり、この部分が未来における知的財産権法の改正に重大な影響を及ぼすであろう。

二　WTO 加盟のために改正された知的財産権法制度

台湾がWTO加盟のために改正した法律はかなり多く、その中に知的財産権関連の法律も含まれている。当初、政府は統合的な立法の形式で全ての法律の改正を一括して完了することを望んでいた[2]。しかし、この法案はその後、分割される運命に見舞われ、審議は従来の立法方式に従うことになり、1つの法改正は1つの法案として、別個に立法院の審議に送られることとなった。このうち、商標法と専利法は1997年に改正が可決され、著作権法は1998年にようやく改正が可決された。

著作権法の主な改正は次のとおりである。実演家の保護、翻訳権の強制許諾の廃止、そして最も重要なのが「遡及保護」であり、これまで台湾著

[2] 台湾の行政院が1996年の意見書簡で要求し、立法院で審議された「中華民国の世界貿易機関加盟における一部関連法律を改正する統合法の草案」という統合法案では、合計96条の条文があり、22章に分けられ、第1章の総則および第22章の付則以外の計20章により20の法律の改正が予定されていた。

作権法の保護を受けていなかった、他のWTO加盟国の著作物に対して死後50年の著作財産権の保護期間が遡及的に適用される規定が明記されている。

専利法の重要な改正は次のとおりである。半導体技術特許の特許実施条件、意匠の保護期間が出願日から12年に延長、意匠権の保護の効力が意匠に類似する物品にまで及ぶという規定などである。

商標法の主な改正は次のとおりである。色彩の組合せによる商標の保護の新設、著名商標の保護の規定、商標権侵害物の廃棄対象の範囲の拡大など。

上記の改正以外にも若干の細かな改正があるが、ここでは別段の説明は省略する。しかしながら、上記説明から理解できるように、WTO加盟のための改正は、実際には制度面における大きな改正ではなく、TRIPS規定に符合しない部分に調整を施しただけに過ぎない。この段階での法改正は比較的受け身でなされたものであり、その目的はTRIPSの規定要求に合致させることのみであったと言うことができる。比較的大幅な法制度面における改正は、むしろWTO加盟後の国際的発展の趨勢に対応して行なわれた改正のほうである。

三　WTO加盟後に国際的発展の趨勢に対応して行なった改正

WTO加盟のために行なった法改正以外でも、台湾の近年における関連国際条約の重視の度合いは非常に高まっているものの、依然として台湾は知的財産権の関係でWTO以外の国際組織に参加していないし国際条約も批准していない。しかし、WTO加盟後は国際的視野が広がり、台湾は法改正時に国際的発展の趨勢を十分考慮できるようになった。このことが台湾の知的財産権法制度の現代化に重要な影響を与えている。

(一)　著作権法

台湾はWIPO（World Intellectual Property Organization）の加盟国ではないが、WIPOの下における数々の知的財産権に関する国際条約を大変重視している。著作権関係においては、特にWIPOで1996年末に可決された2つの国際条約、WIPO Copyright Treaty（WCT）およびWIPO Performances and Phonograms Treaty（WPPT）を重視している。台湾は、両条約に規定されているインターネット、つまりデジタル化時代の発展の重要性に鑑みた内容と他国の発展の趨勢を考慮して、2003年の著作権法改正時に公衆送信権、一時的複製、電磁的権利管理情報を含む若干の重要な規定を加えた。

1．公衆送信権

著作権者に、より充実した権利を付与するとともに、ネットワーク上でのインタラクティブな伝達を効果的に規律するために、WCTでは完全な「公衆への伝達権」（Right of Communication to the Public）を規定すると共に、その中に「公衆が使用可能となるような状態にする権利」（Right of making available to the Public）を包含させている。台湾は2003年の法改正時に「公衆送信権」を新設した。有線通信、無線通信のネットワークまたはその他の通信方法によるものに関わらず、音声または映像により公衆に著作内容を提供または伝達するもので、公衆が各自の選んだ時間または場所において上述の方法で著作内容を受信すること（3条1項10号）を含むものは、いずれも権利の範囲であるとしている。

2．一時的複製

2003年の著作権法の改正に際し、ベルヌ条約、EUの1996年「データベースの法的保護に関する指令」および2001年の「情報社会における著作権および関連権利の指令」を含む関連国際規定を参考にした。「複製」の概念を明確に規定し、従前の「有形」の複製作成を、直接的、間接的、永久または一時的な複製作成のいずれもが「複製」の範囲であるというところにまで拡大した（3条1項5号）。例外として、専らインターネットの適法な送信の中継（インターネットブラウザ、高速アクセスまたはその他伝送機能を実行するためのコンピュータもしくは機器本体の技術において不可避な現象を含む）や、著作物の適法な使用であり、技術操作過程において必要な、過渡的、付随的であって、独立した経済的意義を有しない一時的複製に属するものは、コンピュータプログラムに関するものを除き、複製権の侵害を構成しないとしている（22条3、4項）。

3．電磁的権利管理情報

デジタル化時代において著作権者の利益を効果的に保護するために、2003年の著作権法の改正に際し、WCT および WPPT に規定されている「電子的権利管理情報」を参考にし、電子的権利管理情報に関する規定を新設した。電磁的権利管理情報とは、原著作物またはその複製物を公衆に向け伝達するときに表示する、著作物、権利者および利用期間または利用条件に関する電磁的情報をいい、文字、符号によってこの種の情報を表示するものも、またこれに属する（3条1項18号）。何人も電磁的権利管理情報を削除又は変更することはできず、しかも電磁的権利管理情報がすでに違法に削除または変更されていることを明らかに知っているときは、頒布又は頒布を意図して当該原著作物またはその複製物を輸入したり所有したりすることはできず、公に放送・上演・送信することもできない（80条の1）。

これ以外にも、2003年の法改正時に、当初は新設することが望まれていた「科学技術保護措置」の規定は、後に立法院における審議の際に異議があったことから削除された。科学技術保護措置による保護は権利の拡張を招き、しかも一般社会大衆の適法な使用の領域への影響が甚大であり、科学技術保護措置規定を新設することの必要性について、尚も討論を重ねる余地があるというのが理由である。このような経緯があったものの、2004年8月には立法院にて著作権法が再度改正され、「違法コピー防止措置」との名称で科学技術保護措置規定が盛り込まれた。

（二）　専利法

台湾の近年の専利法における最も重要な改正には次のものが含まれている。1. 早期公開、実体審査請求制度の導入、2. 実用新案の形式審査制度への移行、3. 異議申立制度の廃止、4. 専利権侵害の非刑事罰化。

1．早期公開、実体審査請求制度の導入

立法院では1994年に専利法改正案が可決された際に、2年以内に発明の早期公開制度を確立すべきである旨併せて決議した経緯がある。しかしながら2001年の専利法改正時に至って、ようやく早期公開制度が正式に導入された。方式審査を経て、方式についての規定に反することがなく、しかも公開を許可すべきでない事情がないと認められるときは、出願日の翌日または優先権主張日の翌日から18ヵ月後に、出願を公開しなければならない。ただし出願人はより早い公開を申請することができる旨規定されている（36条）。2001年には実体審査請求制度も導入されており、特許出願の翌日から3年以内に、何人も特許主務官庁に実体審査を請求することができ、この期間内に実体審査の請求がないときは当該発明特許出願は取り下げたものと見なすとされている（37条）。

2．実用新案の形式審査制度の採用

知的財産局の案件処理の負担を軽減し、同時に専利審査の迅速化を図るために、台湾では2003年の専利法改正時に、実用新案につき実体審査から形式審査制度に移行した。これはドイツ、日本、韓国の制度を参考にして行なった改正である。同時にこれらの国々の規定を参考にし、技術報告制度（103条）を取り入れ、実用新案権者が実用新案権を行使するときは、実用新案の技術報告を提示して警告しなければならず、実用新案権が取り消されたときは、その取消し前に実用新案権の行使により他人に与えた損害についての賠償責任を負わなければならない。ただし、実用新案の技術報告の内容に基づき、または相当の注意を払って権利行使をしたときは、無過失と推定する（104条）としている。

台湾では実用新案制度の改正にあたり、単一制度、つまり同一発明は、発明特許または実用新案のいずれかのみを選択できる制度を採用しているが、その妥当性については大いに検討する価値がある。ドイツおよび韓国では二重制度を採用しており、発明特許と実用新案を同時に出願することができる。これは、高度な発明については、発明特許と実用新案を同時に出願し、発明特許が特許査定される前に、実用新案の登録によりいち早く権利保護を得ることができるものであって、発明者にとってはより有利な制度となっている。

3．異議申立制度の廃止

異議申立の紛争は虚しく時間を費やすもので、特許権の有効性についての紛争がなかなか確定せず、または異議申立手続が特許権者の特許証書受領を妨害している。異議申立と無効審判とは法定事由が概ね同じであり、

かつ履行手続が全く同じであることに鑑み、知的財産局では両制度が並存する必要性はなく、整合性を図ることで特許行政紛争の制度を簡素化し、権利を早期に確定させられると判断し、2003年の専利法改正時に異議申立手続を廃止した。

しかしながら台湾における特許関連の問題は、異議申立制度を廃止すれば直ちに解決するというわけではなく、特許行政救済手続全体に対して検討および改革を行なわなければならない。特に無効審判制度は行政救済制度の一環であり、一部の国が採用している「無効訴訟」といったものではなく、特許行政訴訟の冗長を招く主な原因となっている。

4．専利権侵害の非刑事罰化

以前の台湾では専利権侵害には刑事責任があった。数多くの専利権者が「刑を以って民を圧迫する」ということで、専利権侵害事件を安易に検察機関に告訴し、検察官による捜索と差押えという公権力を濫用し、専利権侵害の捜査を行って相手方に和解または賠償を迫り、競合する同業者に打撃を与える目的に止まらず、刑事事件であるため裁判費用を支払う必要がないことから、予期される費用も節約できるということが頻繁に見られた。被告にとってさらに不利なことは、後に専利権が取消され、または専利権侵害が成立しなくても、被告が専利権者から損害賠償を得ることは難しく、被告が補填しがたい損害を被っていたことである。よってすでに10年も前から、多くの業者は、専利権侵害の刑事処罰の規定を廃止し、より公正な民事手続に変更するよう訴えていた。

このような背景のもと、1994年の専利法改正時に、立法院における活発な討論の後、専利権侵害の刑事規定の一部を改正したが、当時は発明特許における有期懲役の部分の処罰規定を削除するのみで、罰金刑の部分は保留となった。依然として刑事責任があったことから、専利権者はこれまで通り検察官を利用して捜索と差押えを行い、問題は存在したままであった。2001年の改正時にはさらに発明特許についての刑事責任を削除したものの、実用新案および意匠の刑事責任については、権利者の反対があったことから、同時に削除されることはなかった。2003年の改正時に、実用新案と意匠の刑事責任が全て削除された。

(三) 商標法

台湾の商標法制度は近年かなり大幅に改正され、その中には、保護客体の追加、著名商標の保護、防護商標・連合商標の廃止、ならびに付与後異議申立制度への移行が含まれている。

1．単色商標、立体商標、音声商標の保護の追加

2003年の台湾の商標制度は、保護客体に関して大きな進展があり、色の商標について単色での商標登録出願が認可された以外に、立体商標、音声商標も保護対象とされた。

まず色彩について言えば、従来保護されていた色彩の組合せは確かに識別力を有しやすいだろうが、しかし、だからと言って単色が識別力を持つ可能性を完全に否定することはできない。色が保護されることを承認している国では、通常色彩の組合せを必須の要件とはしていない。例えば米国では色彩および色彩の組合せで商標登録を出願することを認めている[3]。ドイツ商標法の3条1項では、色彩および色彩の組合せを含むものであって、ある事業を他の事業に係る商品または役務から識別することができるものは、商標として保護することができる旨明記されている[4]。国際条約においては、例えば商標法条約（3条1項）でも色彩の組合せに限定してはいない。したがって重要なことは、当該色彩がすでに出願人の商品または役務を識別する標章となっているか否かということで、色彩の組合せか単色かということを問うべきではないということである。

これ以外の追加としては、台湾の過去の保護対象は平面的な標章に限られており、音声および立体的形状はいずれも商標登録を出願して権利化し、保護を受けることはできず、単に公正取引法により一部の保護を受けられるに過ぎなかった（公正取引法20条）。商標保護の目的から言えば、理論上は如何なる標章も、消費者が商品または役務を識別するに足る標章であ

---

[3] U. S. TRADEMARK LAW RULES OF PRACTICE & FEDERAL STATUTES, 9th Edition – July 30, 2003, § 2.37.

[4] ドイツ商標法における色の保護に関しては、vgl. Wittenzellner, “Schutzfähigkeit von Farben als Marken nach dem neuen Markengesetz”, in: FS Beier 1996, 333 ff.

れば、保護する必要がある。音声および三次元商標の追加は、商品の外観、包装の保護がより充実するばかりでなく、国際的な発展の趨勢に合致し、評価に値する。ただし音声または立体的形状で商標登録を出願する場合、登録実務と資料保管の観点から、視覚により確認できる図案でこれを表示しなければならず（新商標法17条２項）、録音テープまたは立体物そのものにより直接商標登録を出願することはできないので、音声は音符または音声波形図でこれを表示し、立体的形状は立体透視図でこれを表示しなければならない。立体的形状につき商標登録を出願する際には、当該立体的形状がその機能を発揮するために必要なものである場合、商標により商品の製造を独占することを回避するため、当該立体的形状を登録して商標権を取得することはできないということに注意しなければならない（新商標法23条１項４号）。

２．著名商標の保護強化

著名商標の保護はこれまでも国際的に重視されてきたが、パリ条約（第６条の１）、欧州共同体商標法（８条２項３号、同５項、９条１項３号）、TRIPS（16条２、３項）または米国で1995年に制定された「連邦商標希釈化法」（Federal Trademark Dilution Act）およびWIPOによる1999年の「周知商標保護規則に関する共同勧告」（Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Well-Known Marks）のいずれも、著名商標の保護について規定している。しかし、台湾の過去における著名商標の保護は、決して充実したものではなかった。

台湾の従前の商標法は、登録出願ができない理由の中に、他人の著名商標と同一または類似する商標または標章で、公衆の誤認混同を招くおそれのあるものは、登録出願できないと規定しているのみであった。従前の規定によれば、著名商標の権利者は単に他人が同一または類似する標章を登録することを禁止することができるだけで、しかも公衆の誤認混同を招くおそれがあるという前提を必要としていた。仮に他人が全く類似していない商品または役務について登録出願して、公衆に誤認混同のおそれが生じるわけではない場合や、他人が登録出願することなく、単に著名商標を非類似の商品または役務に使用した場合には、商標権者はこれを禁止することはできなかった。著名商標の権利保護範囲を、もし非類似の商品または役務にまで拡張するときには、防護商標の登録を先に取得する必要があった（改正前商標法22条２項のただし書）。

2003年の商標法改正では著名商標に対する保護が大幅に高まった。新たに改正された商標法の23条１項に規定する不登録事由には、「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願するときはこの限りでない」（12号）とある。つまり不登録事由として、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあるものに限らず、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがなくとも、著名商標または標章の識別性または信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるものも登録できない、と規定されている。また、新商標法62条１項は、「他人の著名な登録商標であることを知りながら同一又は類似の商標を使用し、又は当該著名商標を構成する文字を自らの会社名、商号、ドメイン名又はその他の営業主体を表すものとし又は出所の標識とし、著名商標の識別性又は信用・名声に損害を生じさせる場合」は商標権の侵害とみなすとして、商標権の保護範囲を拡大した。他人が、著名商標であることを知りながら、当該著名商標と同一または類似する商標を使用し、またはその文字を自らの会社名、商号、ドメイン名またはその他の営業主体を表すものとし、または出所の標識とすることは、たとえ非類似の商品または役務に使用したとしても、著名商標の識別性または信用・名声に損害を生じさせるときには、商標権の侵害とみなされる。しかも新商標法は防護商標の制度を廃止したので、著名商標権者が上記保護を受けたい場合、防護商標登録を別途出願する必要はなくなった。これらからすると、新商標法は著名商標の保護に関して、従前よりも明らかに充実している。

とは言うものの、他人がその著名商標を「知っている」状況下に限り保護が得られるものに過ぎず、もし他人がその著名商標を「知っているものではない」ときには、商標権者はこれを禁止する手段がないばかりか、使用者に如何なる民事的、刑事的責任も生じない。そして、たとえ他人が知っていながら使用しても、使用者は民事的責任を負うのみで、刑事的責任はなく、この「知っている」という主観的要件の要求によって、著名商標権者が受けられる保護がかなり大きな制限を受けることとなり、国際的な

関連規範に照らし合わせても非常に珍しいものとなっている。

3．防護商標、連合商標の廃止

連合商標と防護商標は、商標の保護範囲を拡大する役割があり、保護を類似または非類似の商品にまで及ぼす。すなわち、予め類似商標または類似商品に対する登録を通じて、後に侵害事件が発生したとき、類似商標または類似商品を構成するか否かの裁判所の認定における不確定性または相違を防止することができるものである。ところが、類似商標および類似商品が極めて多くなると、商標権者の目は個々にまで行き届かなくなる。他人はいとも簡単に侵害を回避でき、その結果商標権者が登録した連合商標は実際にはその保護効果を真に発揮することはできなかった。しかも通常、商標権者が連合商標を登録するのは後の備えのためで、実際に連合商標が使用されることはなかった。実際に使用されない商標に保護を与えることは、商標保護の原則に反するばかりでなく、主務官庁の行政資源の浪費となる。防護商標に関しては、主な効果は著名商標の保護範囲の拡大にある。しかし著名商標は防護商標の登録を先に取得することでようやくこの拡大的な保護が享受でき、前述の国際的な著名商標の保護方式とは隔たりがあるばかりか、商標権者が防護商標を登録するのは、通常は後の備えのためで、実際に使用されることはなく、結果的に連合商標と同様、主務官庁の行政資源の浪費を招いていた。2003年の商標法改正で、これら2種類の制度が廃止されたことは正しかったというべきである。

4．付与後異議申立制度への移行

台湾は過去には一貫して登録前異議申立制度を採っていた。すなわち異議申立の前置であって、公告日から3ヶ月が過ぎても異議申立がなく、または異議申立の不成立が確定した後に始めて商標登録がされるとともに、公告期間が満了した翌日が登録日となるというものである。異議申立の前置制度であることから、商標出願人が商標登録を取得したいとき、長期間待たなければならないことが往々にしてあった。異議申立期間はわずか3ヶ月ではあるが、もし異議申立請求がなされると、行政救済手続の確定した後でなければ登録されず、登録が完了するまでの期間は、当該商標図案がすでに公告されているために他人に無断で使用されても、出願人はこれに対して権利侵害を主張することはできず、排除する手段もなかった[5]。そのうえ、商標異議申立事件は、知的財産局の統計によれば、登録査定の僅か3％未満に対してなされるに過ぎず、異議申立が成立したものは更に僅かに登録査定の1％を占めるに過ぎなかった[6]。このように極めて少数の案件のために、絶対多数の出願人の利益を犠牲にすることは、明らかに妥当ではない。2003年の商標法改正時に、大多数の出願が速やかに登録されるよう、付与後異議申立制度に移行し、登録査定され第1期の登録料が納付された後に登録公告をするものとした（25条）。商標権の保護がより充実したわけである。

5．地理的表示の保護

地理的表示（Geographical Indications）の保護は国際的に重要な課題である。パリ条約、マドリッド協定、リスボン協定からWTO/TRIPSに至るまでいずれにも関連する規定がある。台湾の商標法では従前は地理的表示の保護について明文の規定はなく、TRIPSの規定とは明らかな差異があった。そのため、2003年の商標法改正時に地理的表示につき別段の規定を加え、酒類の地理的表示が商標として登録されることを禁止する旨規定した。すなわち、登録出願に係る商標が、我が国または我が国と相互に商標の保護を承認した国または地域の酒類の地理的表示と同一または類似であって、酒類の商品への使用を指定するものは、登録できないとしている（23条1項18号）。また、地理的表示を証明標章として登録出願することは認可している（72条）。上記規定の内容は、TRIPS の規定に比べて明らかに簡略に過ぎ、地理的表示の保護についてはさらに努力の余地が残されている。

四　WTOの枠組の下における新たな知的財産権の課題

WTO の枠組の下、近年、知的財産権の保護に対していくつかの新たな

[5] 登録前異議申立制度の欠点に関しては、知的財産局の委託により謝銘洋、黄銘傑が主導した、「実用新案権の登録制の採択」および「付与後異議申立制度」の実行可能性の研究（2000年10月完成）が参考となる。

[6] 行政院により提出された商標法25条修正理由を参照のこと。

課題が持ち上がった。これら新たな課題は台湾内でも相当多くの議論を招き、台湾の将来の知的財産権法の発展に影響することが明らかであることから、常に関心を注ぐ必要がある。

(一)　データ独占権

米国および欧州などの国々は、開発地で新薬の販売を申請する場合、添付される未公開の試験データおよび関連データにつき、新薬を開発したメーカが開発に費やした投資を保護するために、少なくとも5年の「データ独占権（data exclusivity）」を与えなければならないと主張している。しかし、この種の保護措置は特許期間満了後および特許を取得できない医薬品が市場を独占する効果を生じさせるため、途上国および一部先進国では受け入れられていない。最終的にはTRIPSはデータ独占権の規定を設けておらず、TRIPSの39条における未公開情報の保護（protection of undisclosed information）に関する規定において、同3項に「加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する」と規定されているのみである。

確かにTRIPSはデータ独占権を明文で規定していないが、一部の国がその国内で新薬を開発したメーカの利益を保護するために、台湾に対してデータ独占権を規定するよう積極的に要求し、台湾をかなり困惑させている。台湾の製薬産業はジェネリック医薬品（generic drugs）、つまり特許期間満了後および特許保護未取得の医薬品の製造が主であることから、もしこれら特許保護を受けていない医薬品に対して別途データ独占権の保護を付与しなければならないとしたら、台湾の製薬産業に相当大きな打撃をもたらすばかりか、TRIPSの保護基準から大きく逸脱するのは明らかである。

将来、このような国際社会からの圧力に対応しつつも、国内産業の発展をサポートすることが、台湾が直面する重要な問題となるであろう[7]。

(二)　医薬品の強制実施許諾

医薬品の強制実施許諾は、WTOの近年の重要なテーマである。特許保護は製薬産業の新薬開発を応援する作用があり、新薬の開発は人類が各種疾病を克服するのに役立つ。医薬品特許は公衆の健康（public health）を維持することに重要な意義を有し、それに貢献するものである。しかし、特許保護の結果、医薬品価格の高騰を招き、途上国では伝染病に効果のある医薬品を高額の代金を支払って購入することができず、また、伝染性の疾病が突然発生しても、特許権の制限により疾病に対抗しうる十分な医薬品を速やかに入手することができない事態が生じている。これでは、公衆の健康が脅威に曝されることとなってしまう。特許と公衆の健康との競合を調和するために、WTOの加盟国の多くは強制実施許諾が問題を解決する重要な方法であると認めており、2001年の「ドーハ宣言（Doha Declaration[8]）、2003年の「ドーハ宣言パラグラフ6の実施」（Implementation of Paragraph 6 of the Doha Declaration[9]）のいずれからもこの国際的な発展の趨勢が窺い知れる。しかし、強制実施許諾の濫用により特許権者の利益が害されないよう、製造および輸出の強制実施許諾、ならびに輸入の強制実施許諾には、かなり厳しい条件が設けられている。つまり、厳しい条件のある強制実施許諾制度により、特許と公共利益の調和を図っているわけである。

---

[7] その後、2005年1月、台湾の立法院において薬事法が改正され、新しい成分の新薬について5年間のデータ独占権を与えることになった。

[8] WT/MIN (01) /DEC/2, see http://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01_e/mindecl_trips_e.doc. (last visited July 29, 2004)

[9] Implementation of paragraph 6 of the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and public health: Decision of the General Council of 30 August 2003, WT/L/540, September 1, 2003, http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/implem_para6_e.htm (last visited July 29, 2004).

台湾は途上国の伝染病対策に協力でき、しかも将来自国で発生する可能性のある急性の伝染病に必要な医薬品の製造および輸入に備えて、関連する法令を速やか且つ積極的に改正し、国際機関が受け入れるに適した強制実施許諾制度を整備すべきである。健全な強制実施許諾制度が整えば、アジア諸国の製薬産業の発展に寄与できるだけでなく、妥当な補償金を支払うという状況下で、価格の比較的廉価な医薬品を生産することが可能となる。

（三）　遺伝資源の保護および特許権

科学技術先進国の種子企業やその他の企業は頻繁に南アジアまたは中南米など生物多様性の豊かな国に赴き、遺伝資源（genetic resource）を探し求め、それを国に持ち帰り繁殖させ遺伝子組換えを行なうことにより開発された遺伝子組換え作物を特許出願している。ブラジル、インドなど生物多様性の豊かな国は、特許出願人に当該遺伝資源または伝統的知識の出所国を開示すること、出所国のインフォームドコンセント（informed consent）取得済みの証明を提示することを強制し、妥当な利益を出所国と分配することを希望して、TRIPS の27条３項(ｂ)に対して改正案を提示している[10]。この改正案によれば、違反した場合は特許取消事由となる。欧州は、他の国民が欧州の各加盟国の遺伝資源を取得（access）することを許可する権利を各加盟国が有することに同意しているものの、遺伝資源の出所国の開示の有無を特許要件に加えることには反対している。この議論は現時点でまだ定論を見ず、将来どのように進展するか予測するのは難しい。

遺伝資源の出所国の開示の問題は巨大な商業利益に影響することから、WTO の枠組の下で先進国と途上国との間の深刻且つ新たな戦場と化している。台湾は特殊な地理環境にあり、寒帯、温帯および熱帯植物が共存し、遺伝資源は豊富であると言える。しかし、遺伝資源は、人為的な過度の開発により徐々に消失しつつある。台湾がこの問題についてどのような態度をとるべきか、更なる探究を行うに値する。しかしいずれにせよ、遺伝資源の出所国を適度に尊重し、その妥当な利益を守ることは、遺伝資源の保全に役立つであろう。

[10] IP/C/W/403.

五　結論

台湾の知的財産権法制度は深い眠りから数十年の後、1990年前後にようやく国際化の要求の下で徐々に覚醒した。WTO/TRIPS が誘発要因としての役割を演じることに成功し、米国が貿易協議で与えた圧力もまた後押しとして作用し、台湾の知的財産権制度を世界の舞台に押し出し、台湾の知的財産権制度を国際的検証と洗礼に曝した。これらにより、台湾は知的財産権分野においてより多くの国際参与の機会を与えられた。TRIPS の基準に適合させるために個別規定が消極的に改正されたことから始まり、より大きな制度面での積極的改革まで促されたことが、台湾の知的財産権制度の発展に一層の国際化と現代化をもたらした。

しかしながら、台湾の知的財産権法は今なお多くの問題を抱えている。特に専利・商標の行政救済の面では、冗長で繁雑に過ぎる訴訟手続が、訴訟事件を10数年係属させ、または極端にいえば、数10年間解決されない事態も頻繁に発生している。しかも裁判官が技術的なバックグラウンドと知識を持たないため、特許侵害事件および行政救済事件の審理結果が当事者に承服されないということが往々にある。これ以外にも、本稿中でも取り上げた若干の問題、すなわち、商標の面では地理的表示の保護を如何に強化するか、専利の面ではデータ独占権を導入するかの是非、医薬品の強制実施許諾につき如何に充実した規定を設けるべきか、遺伝資源の出所国の開示を要求すべきか否かなどは、いずれも台湾の知的財産権制度が将来の発展に際して直面する問題である。

注記：台湾の「専利法」は、日本の特許法、実用新案法、意匠法を包括した法概念であるため、本翻訳文においては原文のまま「専利法」とした。その他固有の法律名も完全に日本の法律名と対応するか不明なため、原文の名称をそのまま用いている。

〔編集者付記〕本稿は、平成16年9月19・20日に開催された第5回東アジア法哲学シンポジウムの第7セッション「東アジアにおける知的財産権をめぐる基本問題」（20日実施）において行われた報告の原稿に加筆修正を施したものの翻訳である。当日ご報告の労をとっていただいた上に、翻訳掲載をお許しくださった謝銘洋先生に謝意を表したい。